

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2023 年 11 月 13 日号(No.410)

I. 重要法令等の解説

1. 「製品品質法（改正）（意見募集稿）」

森・濱田松本法律事務所
中国プラクティスグループ
<https://www.mhmjapan.com/>

II. 注目法令等の紹介

1. 「工業及び情報化分野データ安全リスク評価実施細則（試行）（意見募集稿）」
2. 「商用暗号応用安全性評価管理規則」
3. 「インボイス管理規則実施細則（改正）（意見募集稿）」
4. 「温室効果ガス自主的排出削減取引管理規則（試行）」

本号編集責任者：康 石

III. その他の法令等一覧

I. 重要法令等の解説

1. 「製品品質法（改正）（意見募集稿）」¹

国家市場監督管理総局 2023 年 10 月 18 日公表、意見募集期限 2023 年 11 月 18 日

執筆担当：李 昕陽、水本 真矢

2023 年 2 月、中国共産党中央委員会及び国務院は「品質強国建設要綱」を発表し、高品質な発展を推進し、品質強国を建設するという目標を明確にし、品質に関する法制の構築の強化、製品品質法の改正等多くの措置を打ち出していた。

かかる状況の下、2023 年 10 月 18 日に国家市場監督管理総局は、「製品品質法（改正）（意見募集稿）」（以下「本意見募集稿」という。）を公表した。本意見募集稿では、現行法の 74 条から 111 条にまで条文数が増えており、①製造者、販売者の製品に関する義務の整備、②その他の製品に関与する事業者の義務の追加、③各事業者の法律責任の強化、④消費の促進及び品質インフラに関する章の新設等が行われている。

本意見募集稿は、2018 年に改正された現行法の全面改正を行おうとするものである²。現行法からの改正点のうち重要なものは以下のとおりである。

①製造者及び販売者の製品³に関する義務を整備した。例えば、製造者、販売者の製品表示義務等を詳細に規定し、製造者及び販売者が内部製品品質安全管理制度を構築・整備する義務を定め（11 条）、製品品質安全事故報告義務（16 条）、欠陥製品のリコール義務（17 条）及び製品品質安全追跡体系の構築義務（18 条）を追加した。

¹ 原文「市场监管总局关于征求《中华人民共和国产品质量法（公开征求意见稿）》意见的通知」

² 本意見募集稿は、意見募集を踏まえて内容が修正される可能性があり、正式に施行されるまでは効力を有しないことに留意されたい。

³ 加工、製造を経て、販売に用いる製品をいう（2 条 2 項）。

中国最新法令 < 速報 >

②製造者及び販売者の義務とは別に事業者（営利を目的として製品、役務を提供する組織又は個人をいい、製造者、販売者、製品の貯蔵・輸送事業者、ネットワーク販売者、電子商取引第三者プラットフォームサービス提供者、集中取引市場の開設者、売り場の貸主、展示販売会の開催者、サービス業事業者が含まれる（108条）。）の製品に関する義務を定めた。例えば、製品の貯蔵・輸送に当たっての品質保持義務（28条）、プラットフォーム提供者の製品品質に関する義務（29条）、サービス業事業者が役務の提供に当たって製品品質法の要求に合致しない製品を使ってはならない義務（31条）などが規定された。

③製品の品質問題に関わる損害賠償請求の訴訟時効及び除斥期間を修正した。具体的には、現行法上、訴訟時効は、損害を受けたことを知り又は知ることができたときから2年、除斥期間は消費者に引き渡されてから10年（これよりも長い安全使用期限又は品質保証期間が明示されている場合を除く。）とされているが、訴訟時効は3年、除斥期間は20年に延長した。また、下表のとおり、事業者の法律責任についても強化した。

事項	現行法	本意見募集稿
懲罰的賠償	対応する規定無し	（本意見募集稿で新設） 製造者、販売者が製品に欠陥が存在することを明らかに知りながらもなお製造し、販売し、又は製品の流通開始後に欠陥の存在を発見したが法に従い有効な是正措置を講じておらず、他人の死亡又は健康上の重大な損害をもたらされた場合： 被害者は、損失の賠償を請求する権利を有し、かつ被った損失の2倍以下の懲罰的賠償を請求する権利を有する。（79条）
品質安全義務違反に対する処罰	人体の健康、人身及び財産の安全を保障する国家標準、業界標準に合致しない製品を製造、販売した場合：製造及び販売の停止を命じ、違法に製造、販売した製品を没収し、かつ違法に製造、販売した製品の価額と同額以上3倍以下の過料に処する。違法所得がある場合、併せて違法所得を没収する。情状が重い場合、営業許可書を取り上げる。（49条）	製造し、販売した製品が強制標準に合致しない場合、又は人身及び財産の安全に危害が及ぶ不合理な危険が存在することを明らかに知りながら、なおも製造し、販売した場合： 製造者、販売者に対し製造及び販売の停止を命じ、違法に製造し、販売した製品を没収し、かつ違法に製造し、販売した製品の価額と同額以上5倍以下の過料に処する。違法所得があるときは、併せて違法所得を没収する。情状が重いとときは、価額の5倍以上10倍以下の過料に処し、ひいては許可証を取り上げ、又は許可証及び営業許可書を取り上げ、その法定代表者、実質的支配者に対しては、5万元以上10万元以下の過料に

中国最新法令 < 速報 >

<p>品質に関する一般的義務の違反に対する処罰</p>	<p>対応する規定無し</p>	<p>処する。(83条) (本意見募集稿で新設) 製品もしくはその包装に適用を明示している非強制標準に合致せず、相応の使用上の性能を備えていない製品、又は製品説明、実物サンプル等の方式により表明した品質状況に合致しない製品を製造し、販売した場合： 製造、販売の停止を命じ、違法に製造し、販売した製品を没収し、併せて違法に製造し、販売した製品の価額の50%以上3倍以下の過料に処する。違法所得があるときは、併せて違法所得を没収する。情状が重いときは、価額の3倍以上5倍以下の過料に処し、ひいては許可証を取り上げ、又は許可証及び営業許可書を取り上げる。(84条)</p>
<p>製品品質表示義務違反に対する処罰</p>	<p>製品の標章が製品品質表示についての規定に合致しない場合： 是正を命じる。包装がある製品の標章が有効期限及び警告標章等の表示に関するの規定に合致しない場合、情状が重いときは、製造、販売の停止を命じ、併せて違法に製造、販売した製品の価額の30%以下の過料に処する。違法所得がある場合、併せて違法所得を没収する。(54条)</p>	<p>製造し、販売した製品が製品品質表示についての規定に合致しない場合： 是正を命じる。期限を過ぎても是正しないとき、又は情状が重いときは、違法に製造し、販売した製品の価額の50%以上3倍以下の過料に処する。違法所得があるときは、併せて違法所得を没収し、情状が重いときは、3倍以上5倍以下の過料に処する。(86条)</p>

④消費の促進と品質インフラに関して新たに章(第4章)を設けて規定した。国は製品の安全に関するサンドボックス監督管理制度⁴を構築するとされているが(60条)、サンドボックス監督管理制度の詳細は不明である。その他、戦略的新興産業、ハイテク産業等の重点分野において、品質インフラ公共サービスプラットフォームの建設を計画するとされている(65条)。

(全 111 条)

⁴ 中国語：沙盒監管

中国最新法令 < 速報 >

II. 注目法令等の紹介

1. 「工業及び情報化分野データ安全リスク評価実施細則（試行）（意見募集稿）」⁵

工業及び情報化部インターネット安全管理局 2023年10月9日公布、意見募集期限 2023年11月8日

執筆担当：崔 俊、塩崎 耕平、鈴木 幹太

工業及び情報化部インターネット安全管理局は、「データ安全法」30条⁶と「工業及び情報化分野データ安全管理規則（試行）」31条⁷の規定内容に対応するために、「工業及び情報化分野データ安全リスク評価実施細則（試行）（意見募集稿）」⁸（以下「本意見募集稿」という。）を公表した。

本意見募集稿は、重要データと核心データ取扱者が実施すべきデータ安全リスク評価の対象、内容、評価の仕組み、及び報告に係る要求（評価完了後10営業日以内に管轄する所属業界主管部門に提出すること）等を定めている。また、データ安全リスク評価の実施頻度は毎年少なくとも1回とし、評価結果は1年間有効であるとし、かつ有効期間内に变化等があった部分については、再度評価及び報告を実施することとされている（6条）。さらに、本意見募集稿は、工業及び情報化部と地方業界監督管理部門が、データ安全リスク評価の支援データベースを構築することについて明確にした（14条）。

（全 17 条）

2. 「商用暗号応用安全性評価管理規則」⁹

国家暗号管理局 2023年9月26日公布、2023年11月1日施行

執筆担当：沈 暘、鈴木 幹太

暗号法¹⁰、商用暗号管理条例¹¹では、重要情報インフラについて法に基づき商用暗号を用いて保護を行い、かつ、その商用暗号の応用安全性評価を実施しなければならないと規定されている。本規則では、商用暗号応用安全性評価（以下「安全性評価」という。）の具体的な制度内容を定めた。

⁵ 原文「工业和信息化部领域数据安全风险评估实施细则（试行）（征求意见稿）」

⁶ 重要データの取扱者は、規定に従いそのデータ取扱行為につき定期的にリスク評価を実施し、かつ関連主管部門にリスク評価報告を提出しなければならない。

⁷ 工業及び情報化分野の重要データ及び核心データの取扱者は、自ら又は第三者評価機構に委託して、少なくとも毎年1回、そのデータ取扱行為に対してリスク評価を実施し、リスク問題を遅滞なく改善し、かつ当該地区の業種監督管理部門にリスク評価報告を提出しなければならない。

⁸ 本意見募集稿は、意見募集を踏まえて内容が修正される可能性があり、正式に施行されるまでは効力を有しないことに留意されたい。

⁹ 原文「商用密码应用安全性评估管理办法」

¹⁰ [本ニュースレターNo.315（2019年11月29日発行）](#)をご参照

¹¹ [本ニュースレターNo.400（2023年6月23日発行）](#)をご参照

中国最新法令〈速報〉

本規則では、重要ネットワーク及び情報システム¹²の運営者（以下「運営者」という。）は、商用暗号保障システムを重要ネットワーク及び情報システムと同時に計画、建設、運営し、かつ定期的に安全性評価を実施する義務を定めている（6条）。計画段階においては、商用暗号応用方案に対する安全性評価、建設段階においては運用前の安全性評価、運営開始後においては年に一度以上の定期的安全性評価を商用暗号検査機関に委託し、または運営者自ら¹³が実施し、それぞれの安全性評価に合格しなければならない（6条～9条）。運営者は安全性評価報告が作成された30日以内に、所管の暗号管理部門に届出し、暗号管理部門は、安全性評価結果について形式審査を行う（14条）。また、運営者は暗号に関する重大な安全事件、安全リスク等を発見した場合、所管の暗号管理部門に報告し、応急措置を講じる義務を有する（15条）。

なお、本規則の施行時に建設中の重要ネットワーク及び情報システムに関しては、商用暗号保障システムを建設、改善し、本規則に基づき、運営前の安全性評価を実施する必要があるが、また、施行時にすでに運営されている重要ネットワーク及び情報システムに関しては、年に一度以上の定期安全性評価を実施する必要があることに留意されたい。

（全21条）

3. 「インボイス管理規則実施細則（改正）（意見募集稿）」¹⁴

国家税務総局 2023年10月16日公布、意見募集期限2023年11月14日

執筆担当：張 雪駿、井村 俊介

2023年7月の「インボイス管理規則」の改正内容にあわせて、「インボイス管理規則実施細則」の改正意見募集稿が公布された¹⁵。主なポイントは以下のとおりである。

「インボイス管理規則」の改正により、電子インボイスは紙のインボイスと同等の法的効力を有することが規定されたことを受けて、本意見募集稿は、電子インボイスの定義¹⁶を定め、いかなる単位又は個人も電子インボイスの合法使用を拒否できないことを明記した¹⁷（3条）。

また、本意見募集稿では、電子インボイスの発行限度額の確定（17条）、販売物品の返品等があった場合のインボイスの処理（29条）の他、インボイスの不当使用に該

¹² 本規則では、法律、行政法規及び国家の関連規定において商用暗号を用いて保護を行うよう要求したネットワーク及び情報システムを「重要ネットワーク及び情報システム」と定義している（6条）。

¹³ 運営者が自ら安全性評価を行う場合には、安全性評価活動を実施するために適切な設備施設、制度規定、専門の人員、能力を有しなければならない（13条1項）。

¹⁴ 原文「发票管理办法实施细则（修订）（征求意见稿）」

¹⁵ 本意見募集稿は、意見募集を踏まえて内容が修正される可能性があり、正式に公布・施行されるまでは法的拘束力を有しない。

¹⁶ 商品の販売、サービスの提供又は享受及びその他経営活動において、税務機関のインボイス管理規定に基づいてデータ電文形式で発行・取得する受領・支払証憑を指す。

¹⁷ 2021年に公布された「税收征收管理改革のさらなる深化に関する意見」を受けて、中国各地ではインボイスの電子化改革を推進している。例えば、上海市では、2022年から電子インボイスの試験運用業務が開始され、上海市電子税务局システムにおいて電子インボイスの発行等ができるようになっている。

中国最新法令〈速報〉

当するインボイスデータの窃取・滞留・改ざん・販売・漏洩の定義（35条）、インボイス以外の証憑をもって税金控除を行う行為に対する罰則等が規定されている（45条）。

（全46条）

4. 「温室効果ガス自主的排出削減取引管理規則（試行）」¹⁸

生態環境部、国家市場監督管理総局 2023年10月19日公布 同日施行

執筆担当：張超、森琢真、水本真矢

中国の自主的排出削減量取引制度である認証排出削減量（Chinese Certified Emission Reduction : CCER）取引制度は、2012年6月13日付「温室効果ガス自主的排出削減取引管理暫定規則」（以下「暫定規則」という。）により導入されたものの、2017年以降新規のプロジェクトの認証が停止されていた。生態環境部は、CCER取引を規範化し、再開するため、国家市場監督管理総局と共同で、暫定規則の改正として、本規則を公布した¹⁹。

本規則によれば、登録を申請する排出削減プロジェクトは、①真実性、唯一性（プロジェクトが他の温室効果ガス排出削減取引に参加しておらず、かつ、プロジェクトの重複認定や排出削減量の重複計算がないこと（48条））、追加性を備えること、②生態環境部が公表するプロジェクト方法論支援分野に属すること、③2012年11月8日以降に建設着工されたものであること、④生態環境部が規定するその他の条件に合致していること、⑤法令や国の規則に基づき排出削減義務を有するものではないこと、全国・地方の炭素排出権取引市場に組み込まれているものではないことが必要である（10条）。

本規則によれば、2017年3月14日までに暫定規則の下で届出を行った温室効果ガス自主的排出削減プロジェクトは、本規則に基づき改めて登録申請を行う必要があるが、届出済みの排出削減量は本規則の下でも引き続き利用することができる（49条）。

なお、本規則の公布・施行後10月24日に生態環境部より「全国温室効果ガス自主的排出削減取引市場の関連業務事項の手配に関する通告」が公表され、本規則の規定の詳細化が行われている。

（全51条）

Ⅲ. その他の法令等一覧

2023年10月10日から2023年10月23日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）。

¹⁸ 原文「温室气体自愿减排交易管理办法（试行）」

¹⁹ 本規則の意見募集稿（2023年7月7日公布）について、[本ニュースレターNo.403（2023年8月10日発行）](#)をご参照。

中国最新法令 < 速報 >

1. 「生成系人工知能サービス安全基本要求（意見募集稿）」
（原文：生成式人工智能服务 安全基本要求（征求意见稿））
（全国情報安全標準化技術委員会秘書処、2023年10月11日公布、意見募集期限2023年10月25日）
2. 「科学技術倫理審査規則（試行）」
（原文：科技伦理审查办法（试行））
（科学技術部、教育部、工業及び情報化部等10部門、2023年10月8日公布、2023年12月1日施行）
3. 「医薬品取扱及び使用品質監督管理規則」
（原文：药品经营和使用质量监督管理办法）
（国家市場監督管理総局、2023年9月27日公布、2024年1月1日施行）
4. 「電子政務電子認証サービス管理規則（意見募集稿）」
（原文：电子政务电子认证服务管理办法（征求意见稿））
（国家暗号管理局、2023年10月17日公布、意見募集期限2023年11月17日）
5. 「安全生産行政処罰裁量権基準（意見募集稿）」
（原文：安全生产行政处罚裁量权基准（征求意见稿））
（緊急対応管理部安全執法及び工貿監督管理局、2023年10月16日公布、意見募集期限2023年11月15日）
6. 「非銀行金融機関行政許可事項実施規則」
（原文：非银行金融机构行政许可事项实施办法）
（国家金融監督管理総局、2023年10月9日公布、2023年11月10日施行）
7. 「薬品監督管理行政処罰裁量適用規則（意見募集稿）」
（原文：药品监督管理行政处罚裁量适用规则（征求意见稿））
（国家薬品監督管理局総合同司、2023年10月20日公布、意見募集期限2023年10月27日）

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔
鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、
木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、
福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真
吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、張雪駿、沈陽、李昕陽

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1
丸の内パークビルディング
TEL : 03-5220-1839
FAX : 03-5220-1739
✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号
恒生銀行大廈 6 階 200120
TEL : +86-21-6841-2500
FAX : +86-21-6841-2811
✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京發展大廈 316 号室 100004
TEL : +86-10-6590-9292
FAX : +86-10-6590-9290
✉ beijing@mhm-global.com